

議案第59号

磯城郡水道企業団の解散について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、別紙のとおり構成町（川西町、三宅町及び田原本町）の協議により令和7年3月31日をもって、磯城郡水道企業団を解散することについて、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和6年12月 9日提出

三宅町長 森 田 浩 司

磯城郡水道企業団の解散に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、磯城郡水道企業団を解散することについて、次のとおり定める。

（磯城郡水道企業団の解散）

第1条 磯城郡水道企業団（以下「企業団」という。）は、令和7年3月31日をもって解散する。

（事務の承継）

第2条 歳計現金は、解散後、奈良県広域水道企業団（以下「県企業団」という。）に帰属させ、未収金及び未払金を清算させる。

- 2 企業団の解散時に存在する未徴収金は、県企業団に帰属させる。
- 3 企業債の未払元利償還金など企業団が負うすべての負債は、県企業団に帰属させる。
- 4 川西町、三宅町及び田原本町が企業団に出資した出資金は、引き続き県企業団に出資したものとする。
- 5 企業団事務所備品は、県企業団に帰属させる。
- 6 企業団が保有している水道事業に関する文書（電子データを含む。）並びに図書及び文献類は、県企業団に引き継ぐ。
- 7 企業団の収支は解散の日をもって打ち切り、企業団の企業長であった田原本町長がこれを決算する。
- 8 前項の規定による決算は、企業団の事務を承継する県企業団の企業長が、これを県企業団の監査委員の審査に付し、その意見を付けて県企業団の議会の認定に付すものとする。

令和 年 月 日

三宅町長 森田 浩司